

我孫子市地域防災計画（令和6年度修正）について、令和8年5月29日の防災気象情報の変更を受け、次の通り運用を変更します。

市民安全課長

風水害編（P. 207～208）

1. 配備基準

災害発生時の配備基準の運用は、次のとおりとする。

<配備体制の運用の基準>

配備種別	本部	本部設置・配備基準	組織	配備要員
配備検討会議		1 市域に次の防災気象情報等が発表され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき (1) レベル3大雨警報 (2) 暴風警報、暴風雪警報 (3) レベル3土砂災害警報 (4) 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） (5) 大雪警報 2 利根川又は手賀沼に次の防災気象情報が発表され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき (1) レベル3氾濫警報 (2) レベル3氾濫警戒情報 3 利根川、手賀川又は手賀沼に水防法に基づく水防警報又は洪水予報が発表され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき 4 台風による被害の発生が予想され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき 5 被害が発生している場合で、かつ防災担当部長が必要と認めたとき 6 その他の状況により各部署長が必要と認めたとき	副市長、企画総務部長、財政部長、防災担当部長、建設部長、都市部長、消防長	
情報収集・各部対応体制	情報収集本部	1 配備検討会議で決定したとき 2 副市長が必要と認めたとき	・ 本部長（防災担当部長）	各部署局で定める。※配備は各部署局判断
緊急対応体制	緊急対応本部	1 配備検討会議の開催が困難で、かつ被害が発生しているが対策本部の設置基準を満たさず、かつ各部間の連携が必要なとき（集中豪雨時など）	・ 本部長（副市長） ・ 会議は開催しない。（副市長が決定又は副市長に報告）	市民安全課、道路課、治水課、健康づくり支援課、生活衛生課、被害調査班（財政課、課税課、収税課）※配備は各部署局判断

警戒 配備 体制	災害 警戒 本部	1 配備検討会議で決定したとき 2 数時間以内に災害対策本部の設置が 見込まれると副市長が認めた場合 3 市長が必要と認めたとき	○災害警戒本部会議構成員 ・本部長（副市長） ・本部員（企画総務部長、財政部長、健康福祉部長、子ども部長、防災担当部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・事務局次長（企画総務部長） ・局員（市民安全課、行政管理課、デジタル戦略課、企画政策課、会計課、人事課、秘書広報課、資産管理課、生涯学習課、文化・スポーツ課、各部の本部連絡員）	被害調査班（財政課、課税課、収税課）、復旧班（道路課、下水道課、治水課）、その他警戒本部長が必要と認めた班※配備は本部判断
第1 配備 体制	災害 対策 本部	1 配備検討会議で決定したとき 2 市域に次の防災気象情報が発表されたとき (1)レベル4大雨危険警報 (2)レベル5大雨特別警報 (3)レベル4土砂災害危険警報 (4)レベル5土砂災害特別警報 3 利根川又は手賀川又は手賀沼に次の防災気象情報が発表されたとき (1)レベル4氾濫危険警報 (2)レベル5氾濫特別警報 (3)レベル4氾濫危険情報 (4)レベル5氾濫発生情報	○災害対策本部会議構成員 ・本部長（市長） ・副本部長（副市長、教育長、水道局長） ・本部員（各部の部長、部長職にある者） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・事務局次長（企画総務部長） ・局員（市民安全課、行政管理課、デジタル戦略課、企画政策課、会計課、人事課、秘書広報課、資産管理課、生涯学習課、文化・スポーツ課、各部の本部連絡員）	全職員（会計年度任用職員を除く）※配備は本部判断
第2 配備 体制		4 次の被害が発生したとき (1)全壊3件以上 (2)半壊6件以上 (3)床上浸水9件以上 ※半壊は2件で全壊1件とし、床上浸水は3件で全壊1件とする。 5 ライフラインに甚大な被害が発生したと市長が認めた場合 6 市長が必要と認めたとき		全職員（会計年度任用職員を含む）※配備は本部判断